

（宛先）松山市監査委員 様

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年3月21日付松監第80号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等	こども家庭部 すくすく支援課	所管課等長氏名	篠 崎 征 子
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない		
指 摘 事 項	措 置 状 況		
<p><b>1 収入事務について</b>  <b>（1）保健指導費負担金</b>            ・未熟児養育医療費の扶養義務者自己負担金の調定額算定誤りについて            未熟児養育医療費の扶養義務者自己負担金の調定額は、松山市母子保健法施行細則に基づき、月額費用徴収額を決定することにより算定しているが、細則で定められた金額と異なる金額で決定しているものや、変更となった費用徴収額が反映されていないものがあったことによる調定額の算定誤りが2件見受けられた。正しい算定処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続きを徹底されたい。</p> <p><b>2 妊娠・出産支援事業の支出事務について</b>  <b>①負担金の未精算について</b>            資金前渡で支払われた負担金は、松山市財務会計規則に基づき、支払済後又は帰庁後5日以内に精算書を作成することとされているが、精算が行われていない状況が見受けられた。規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>1 収入事務について</b>  <b>（1）保健指導費負担金</b>            ・未熟児養育医療費の扶養義務者自己負担金の調定額算定誤りについて            子育て支援課への代行請求に必要な『養育給付台帳』について、手入力による処理を行っていたところ、人為的ミスが発生した。事務処理方法について改めて確認したところ、当該医療費助成を管理しているシステムから同等の台帳が出力できることから、管理システムからの出力に変更し、手入力対応を取りやめた。            また、今まで以上に確認作業の強化が必要と考え、管理システム入力時、給付決定決裁及び代行請求決裁時の確認作業を3名体制へと改善を行った。            今後、同じようなことが起こらないように細心の注意を払い、適正な事務手続きを徹底する。</p> <p><b>2 妊娠・出産支援事業の支出事務について</b>  <b>① 負担金の未精算について</b>            遅延していた精算処理手続きを早急に行うとともに、担当者に事務の流れを指導した。また、本件は、担当者が精算処理期限を理解しておらず、期限内の処理ができていなかったものであり、今後は担当者含め複数人で精算処理のスケジュール管理等を行い、適切な事務処理の徹底に努める。</p>		

②支出負担行為書の未作成及び契約書の支払いに関する規定等について

松山市財務会計規則により、契約金額が確定している場合は、支出負担行為書を作成することと定められているが、電子母子手帳サービス利用料については、令和5年4月に契約を締結しているにもかかわらず、支出負担行為書が作成されていなかった。また、その契約は利用料の支払いについて毎月払と定めているが、契約先との協議により年度一括払として支払いを行うこととしており、契約内容の変更は行われていなかった。

支出負担行為書の作成及び契約書の変更が行われなかった理由と、それらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続を徹底されたい。

②支出負担行為書の未作成及び契約書の支払いに関する規定等について

早急に支出負担行為書の作成処理手続を行うとともに、契約先との口頭協議により年度末の一括払いとしていた利用料の支払いについても正式に契約内容の変更を行った。

電子母子手帳サービス利用料については、担当者が支出負担行為兼支出命令書で処理するものと誤認していたことにより、支出負担行為書の作成を行っていなかったものである。本件の支払い方法については、契約先と口頭協議で年度末の一括払いとしており、その後契約先からの請求書の提出が一度もなかったこともあり、本契約条文中「当社は、本サービスの利用料を毎月末日で締切り集計し、請求書を契約者に交付します。」という文を、集計は毎月行うが請求は一括で行うものと認識していたものである。今後は疑義のない文言での契約書取り交わしをするようより一層注意し、適切な事務手続きの徹底に努める。また、令和6年度の同契約に関する事務手続きを適切に行えるように、契約先と契約の文言について細かな打ち合わせを行い、課内でも協議・準備・引継ぎ等を行った。なお、他の委託業務の契約内容についても確認を行った。